

平成22年(ミ)第1号乃至第3号 会社更生事件

決 定

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第1号更生会社 株式会社日本航空

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第2号更生会社 株式会社日本航空インターナショナル

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第3号更生会社 株式会社ジャルキャピタル

上記3社管財人 株式会社企業再生支援機構

同 片 山 英 二

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成22年11月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 福 井 章 代

裁判官 馬 渡 直 史

これは謄本である。

平成22年11月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 手 嶋 健一郎

